

あきる野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

あきる野市学童クラブ条例（平成20年あきる野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) あきる野市（以下「市」という。）の区域内に存する小学校に就学している児童
又は市の区域外に存する小学校に就学している市の区域内に住所を有する児童

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後のあきる野市学童クラブ条例の規定による入会の承認及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。